

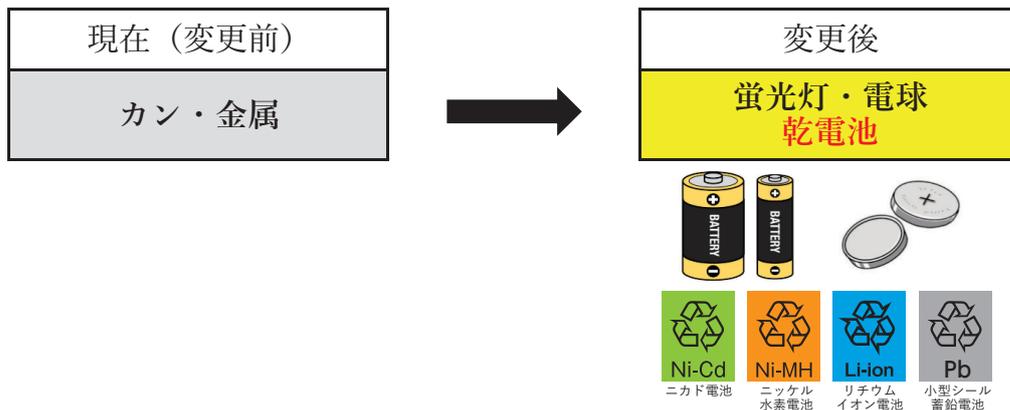
令和8年度 資源リサイクルカレンダー 変更点

・令和8年度 資源リサイクルカレンダーの大きな変更点は3点になります。

① 分別方法の変更

・令和8年4月1日から乾電池（ボタン電池・リチウムイオン電池等含む）の分別方法が変わりました。これまでは、「カン・金属」として分別していただいていたのですが、今後は「蛍光灯・電球」として分別をお願いいたします。

安全にごみの収集を行うためですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。



② 家電4品目の処分方法について

・令和8年4月1日から、霞台クリーンセンターみらい(高崎1824-2)、中継センター(堅倉1725-2)において、家電4品目の受入れを開始いたします。家電製品を持ち込む際は、以下の点にご留意ください。

※「家電リサイクル料金」と「運搬手数料2,000円」が必要になります。

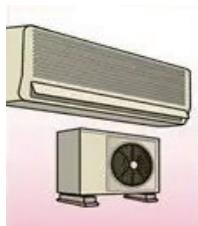
リサイクル料金は、処分したい品目やメーカーなどにより異なります。詳しくは、料金一覧表をご確認ください。

※家電リサイクル券を事前に購入いただく必要はありません。

※家庭から排出された家電4品目が受入れの対象となります。ただし、家庭で使用していた業務用機器や事業所で使用していた家電製品の受入れはできません。



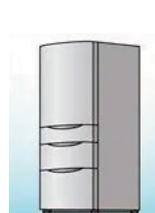
(料金一覧)



①エアコン



②テレビ
(ブラウン管・有機EL・液晶・プラズマ)



③冷蔵庫



④洗濯機・衣類乾燥機

③ 粗大ごみ(家電4品目)の収集・運搬手数料の改定

・当市では事前にお申込みいただくことで、ご自宅まで粗大ごみ（家電4品目含む）を取りに伺う戸別回収サービスを実施しております。家電4品目については、リサイクル料金のほかに収集・運搬手数料を負担していただいておりますが、昨今の人件費や燃料費等の高騰を受け、以下のとおり収集・運搬手数料の改定をいたしました。ご理解くださいますようお願いいたします。



【改定日：令和8年4月1日】